

「埼玉県物産館の大宮駅構内等への出店可能性調査」業務委託仕様書（案）

- ・ 本仕様書は、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「甲」という。）が発注する「埼玉県物産館の大宮駅構内等への出店可能性調査」業務委託について提案する者（以下「乙」という。）の提案内容について、必要な事項を定めるものである。
- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、甲は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県物産館の大宮駅構内等への出店可能性調査業務委託

2 事業の目的

本県物産の認知度向上と一層の販路拡大を図るため、県物産館の大宮駅構内等への出店可能性を調査するものである。出店を検討するための基礎データとして、大宮駅の人流や出店している店舗の売上データ等必要な情報を収集し、諸課題を整理する。

3 委託期間

契約日から令和7年12月26日（金）まで

4 業務内容

(1) 商圈調査

(2) 埼玉みやげ取扱調査

(3) 大宮駅構内とその周辺の特長（顧客層、需要、人流など）を把握するための調査（4調査地点・各2日（平日1日、土日1日））

(4) 埼玉県物産観光館「そぴあ」との比較が行えるよう、そぴあの現状面積、広くした場合、狭くした場合の3パターンにおいて必要な設備の提案

(5) 埼玉県が実施する大宮駅構内における埼玉みやげの展示・販売常設コーナーの販売実績を踏まえたアンテナショップでの商品構成の提案

(6) 「県産品のアンテナショップ」に加えて「県内観光情報の発信拠点」としての機能強化を図るために必要な施策の提案

(7) 移転先候補エリアの比較表作成

(8) 前記(1)～(6)を踏まえ、数パターンの移転先における収支の試算及び出店にあたっての課題整理

5 成果物

(1) 成果物の提出

本業務の報告書（電子データ：Microsoft Word、Excel、PowerPoint）を成果物とし、電子的に記録した媒体を提出すること。

なお、成果物の提出に当たっては、事前に協会の承認を受けた上で提出すること。

(2) 提出期限

ア 中間報告

令和7年11月7日（金）

中間報告の内容は委託者と協議するものとする。

イ 最終報告

令和7年12月26日（金）（履行期間の末日）まで

6 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。

(2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、肖像権等は原則として全て協会に帰属し、協会は受託者に許可を得ることなく二次利用できるものとする。受託者は、協会が成果物等を利用する際に、著作人格権を行使しないものとする。

(3) 本業務に使用する写真、イラスト等について第三者が権利を有する者を使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担は全て受託者が負うこととする。

7 留意事項

(1) 受託者は、協会と十分協議を行いながら、本業務を遂行すること。

なお、業務遂行にあたっては、受託者は協会に業務の進捗状況を密に報告し、協会の指示に従い、遅滞なく業務を進めること。

(2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

(4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、協会の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。

(5) 本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費等を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。

(6) 甲は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。

(7) この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議の上決定するものとする。